

一般社団法人千葉県トラック協会青年部会会則

第 1 章 総 則

(名称、所在地)

第 1 条 本会は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」とする）
青年部会と称する。

事務局を、千葉市美浜区新港 212-10 千ト協内におく。

(部会の所属)

第 2 条 本会は千ト協総務企画委員会の下に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、経営の次代を担う青年経営者並びに事業後継者の育成を目的とした研修及び相互研鑽の機会や社会貢献活動を通じ、トラック運送業界の活性化と発展に寄与することを目的とする。

(会員の資格)

第 4 条 本会の会員は、千ト協の会員たる事業所の経営者及び経営に携わる
若手管理者で年齢 50 才以下の者とする。

(入会、脱会)

第 5 条 本会は、入会申込書を役員会で審議の上、承諾し、この日をもって
入会日とする。

脱会は、会員所属の事業所がトラック協会の会員たる資格を喪失した日、もしくは会員の脱会希望があり、役員会で承諾したとき。

2. 会員が、年度途中で 50 才を超えた場合、その年度内は会員としての資格を有するものとする。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 6 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

1. 物流環境の変化に適切に対応するための近代化・合理化に関する情報の収集ならびに諸施策の研究及び調査の実施。
2. 全国及び関東トラック協会青年部組織との交流及び連携。
3. 新しいトラック事業経営を創造するため、1. の研究・調査に関する意見の具申及び研修会等による人材の養成。
4. 運輸事業の発展に関する諸施策等の見学会の開催
5. 会員相互の連絡強調をはかるための諸事業の開催
6. その他千ト協が必要と認める事業

第 3 章 組 織

(役員の数)

第 7 条 役員の数、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-------------------|
| 1. 本 部 長 | 1 名 |
| 2. 副 本 部 長 | 若干名 |
| 3. 本 部 会 計 | 2 名 |
| 4. 幹 事 長 | 1 名 (本部長が必要と認めた時) |
| 5. 本 部 幹 事 | 30 名以内 |
| 6. 本 部 監 事 | 2 名 |

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とする。ただし再選を妨げない。補充のために選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

(役員選任)

第 9 条 役員は、各支部から推薦された会員をもって構成する。

2. 本部長、副本部長、本部会計、本部監事は役員互選とする。
3. 原則として本部長は副本部長の互選とする。
4. 幹事長は、本部長の指名による。

(役員職務)

第 10 条 本部長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副本部長は、本部長を補佐し、必要に応じて本部長の職務を代行する。
3. 本部会計は、会費の徴収及び会計業務を執行する。
4. 本部幹事は、自ら本会の業務を執行するとともに、各支部会員への情宣、協力要請、情報交換を行う。
5. 本部監事は本会を監査し、部会総会にその結果を報告する。
6. 幹事長は、本部長の特命により本部長の職務の一部を代行する。

(顧問及び相談役)

第 11 条 本会は必要により、顧問及び相談役を置くことができる。

第 4 章 会 議

(分科会、委員会)

第 12 条 第 5 条の事業遂行のため、必要により分科会、委員会を置くことができる。

(部会総会)

第 13 条 部会総会は、部会総会及び臨時部会総会とする。

2. 部会総会は毎年事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時部会総会は必要があるときは何時でも、役員会に諮り、本部長が招集する。

(正副本部長会)

第 14 条 正副本部長会は正副本部長と本部会計をもって構成する。

2. 幹事長は正副本部長会にオブザーバーとして出席することができる。

(役員会)

第 15 条 役員会は、本部長、副本部長、本部会計、本部幹事、本部監事、幹事長をもって構成する。

(議決)

第 16 条 部会総会、分科会、委員会及び役員会は、その構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は、その過半数をもって決定する。
ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(議決権の行使)

第 17 条 会員は、部会総会における議決権の行使を会員である代理人に委任し、または、書面で行うことができる。

第 5 章 会 計

(会計)

第 18 条 本会の事業は、千ト協の予算及び部会費を基に執行する。

2. 本会は、事業運営の費用に充てるため、会費を徴収することができる。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 補 則

(会則の変更)

第 20 条 この会則は、部会総会において出席会員の 3 分の 2 以上の議決を得て変更することができる。

(細則)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な細則は役員会の議決を得て本部長が定める。

(寄付行為)

第 22 条 本会は、政府の指定する激甚災害または、これに準ずる災害発生時における義援金と交通遺児の援護を目的とする寄付行為を行う。拠出先及び金額は、都度、役員会の決議によるものとし、直後の部会総会において報告する。

1. 上記の寄付行為については、出来る限り預かった年度に寄託するものとする。

(資格喪失)

第 23 条 会費を著しく滞納した会員は、役員会で審議の上退会したものとする。

付 則

1. 本会の設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
2. 本会設立当初の役員任期は、第 8 条の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。
3. 本会設立当初の役員は、第 9 条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
4. 本会設立当初の事業年度は、第 19 条の規定にかかわらず、設立の日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。
5. この会則は、平成 3 年 11 月 29 日より実施する。
6. 平成 21 年 5 月 22 日 一部改正（第 7 条役員定数の変更、第 8 条第 3 項新設）
7. 平成 23 年 6 月 11 日 一部改正（第 6 章章名変更、第 7 章追加、第 21 条住所地明示、第 5 条事業概要の追加、第 7・9・10・13・14・15 条役員名変更、第 18・21 条字句の訂正、第 22 条改定、第 23 条条項名補記、23 条追加条項）
8. 平成 25 年 6 月 8 日 一部改正（第 1 条名称の変更、第 7 条役職名の変更・役員追加、第 9 条役職名の変更、第 10 条役職名の変更・追加事項、第 10・14・15 条追加事項、第 16 条変更事項、第 23 条名称の変更）
9. 平成 26 年 4 月 1 日 一部改正（第 1 条名称の変更、第 2 条部会の所属、第 10・13・16・17・18 条部会総会の定義・22 条寄付行為の追加、第 7 章削除）